第三十五条中「措置とは」を「措置は」に改め、同条を第二十七条とし、同条の次に次の五条を加える。

（電子署名等確認設備室への入出場を管理するために必要な措置）

第二十八条　規則第二十七条第一号に規定する入出場を管理するために必要な措置は、次の各号に定める要件を満たすものをいうものとする。

一　電子署名等確認設備室（電子署名等確認設備が設置された室をいう。以下この条において同じ。）に入退室する者に鍵を貸与する際に、その者が入室する権限を有することを確認すること、入退室管理カードにより電子署名等確認設備室に入退室する者が入室する権限を有することを確認すること等により、入退室の管理を適切に行うこと。

二　電子署名等確認設備室の鍵又は入退室管理カードの管理方法を定めること。

（電子署名等確認設備への不正なアクセスを防止するために必要な措置）

第二十九条　規則第二十七条第二号に規定する電気通信回線を通じた不正なアクセス等を防止するために必要な措置は、次の各号に掲げるものをいうものとする。

一　電子署名等確認設備が電気通信回線に接続している場合においては、電子署名等確認設備に対する当該電気通信回線を通じて行われる不正なアクセス等を防御するためのファイアウォールを備えること。

二　電子署名等確認設備が二以上の部分から構成され、かつ、異なる場所に設置される場合において、相互の通信が必要となるときは、通信相手相互の認証を行うとともに、データの暗号化を行うこと。

（正当な権限を有しない者による電子署名等確認設備の作動を防止するための措置等）

第三十条　規則第二十七条第三号に規定する正当な権限を有しない者によって作動させられることを防止するための措置は、次の各号に掲げる要件を満たすものをいうものとする。

一　電子署名等確認設備を操作者によって作動させる場合においては、各操作者に対する権限の設定並びに当該操作者及びその権限が確認できること。

二　電子署名等確認設備を自動的に作動させる場合においては、署名利用者から通知される当該署名利用者の署名利用者符号を用いて電子署名が行われた情報及び署名用電子証明書又は利用者証明利用者から通知される当該利用者証明利用者の利用者証明利用者符号を用いて行った電子利用者証明に関する利用者証明用電子証明書（以下この号において「署名利用者等から通知される情報」という。）を電気通信回線を通じて受信するために用いられる電子計算機の設置、当該電子計算機から電気通信回線を通じて送信された署名利用者等から通知される情報を識別する機能の設定並びに署名利用者等から通知される情報の確認ができること。

2　規則第二十七条第三号に規定する電子署名等確認設備の動作を記録する機能とは、次の各号に掲げるものをいうものとする。

一　各動作の要求者名（操作者によって作動させる場合に限る。）、内容、発生日時、結果等を履歴として記録する機能

二　特定の操作者による操作の履歴のみを表示することができる機能（操作者によって作動させる場合に限る。）

（情報の漏えい防止等のために必要な措置）

第三十一条　規則第二十八条第二号へに規定する必要な措置には、次の各号に掲げる措置を含むものとする。

一　規則第二十七条第一号ハに掲げる情報が不要となった場合には、これを速やかに、かつ、確実に消去すること。

二　電子署名等確認業務を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）その他の法令を遵守すること。

三　電子署名等確認業務以外の業務において、署名用電子証明書の発行の番号又は利用者証明用電子証明書の発行の番号（以下この号において「署名用電子証明書の発行の番号等」という。）を、個人を識別し管理するための符号として直接に使用せず、署名用電子証明書の発行の番号等に対応し、署名用電子証明書の発行の番号等に代わる番号、記号その他の符号を使用すること。また、署名用電子証明書の発行の番号等を外部に提供しないこと（電子署名等確認業務の実施のために必要な場合を除く。）。

四　前条第二項に規定する機能による記録のうち、次に掲げる事項を、毎年一回、総務大臣に報告すること。

イ　署名利用者から提供を受けた署名用電子証明書及び利用者証明利用者から提供を受けた利用者証明用電子証明書の件数

ロ　イに掲げる署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書のうち削除したものの件数

ハ　機構から提供を受けた署名用電子証明書失効情報、署名用電子証明書失効情報ファイル、利用者証明用電子証明書失効情報、利用者証明用電子証明書失効情報ファイル及び対応証明書の発行の番号（ニにおいて「署名用電子証明書失効情報等」という。）の件数

ニ　署名用電子証明書失効情報等のうち削除したものの件数

ホ　署名用電子証明書失効情報又は署名用電子証明書失効情報ファイルを利用して署名用電子証明書が効力を失っていないことの確認を行った件数及び利用者証明用電子証明書失効情報又は利用者証明用電子証明書失効情報ファイルを利用して利用者証明用電子証明書が効力を失っていないことの確認を行った件数

五　規則第二十九条第一項に規定する電子署名等確認業務受託者にあっては、同項に規定する電子署名等確認業務委託者との間で通信を行う場合には、認定業務情報に係る通信を暗号化するとともに、通信相手を確認する措置を講じること。

（情報漏えいのおそれがある場合における総務省への報告）

第三十二条　規則第二十八条第三号に規定する体制等には、署名利用者検証符号等の漏えいのおそれがある場合等における総務省への報告に関する事項を含むことを要するものとする。

第三十六条の見出しを「（保存期間に係る署名用電子証明書失効情報の提供の方法）」に改め、同条第一項中「失効情報」を「保存期間に係る署名用電子証明書失効情報」に改め、同条第二項中「失効情報」を「保存期間に係る署名用電子証明書失効情報」に、「都道府県知事」を「機構」に改め、同条を第三十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（対応証明書の発行の番号の提供の方法）

第三十四条　令第十五条第一号の規定により電気通信回線を通じて対応証明書の発行の番号を提供する方法は、署名検証者等からの問い合わせに対して即時に応答する方法によるものとする。

2　令第十五条第一号の規定により電気通信回線を通じて対応証明書の発行の番号を提供する場合において、機構は、対応証明書の発行の番号の提供を行うための機構の使用に係る電子計算機について適切なアクセス制御を行わなければならない。

第三十六条の二中「第十五条」を「第十六条」に改め、同条を第三十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報の提供の方法）

第三十六条　令第二十四条第一号の規定により電気通信回線を通じて保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報を提供する方法は、利用者証明検証者からの問い合わせに対して保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報の集合物を提供する方法又は即時に応答する方法によるものとする。

2　令第二十四条第一号の規定により電気通信回線を通じて保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報を提供する場合において、機構は、保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報の提供を行うための機構の使用に係る電子計算機について適切なアクセス制御を行わなければならない。

第三十七条を次のように改める。

（委任市町村長と機構との間の情報の送受信等）

第三十七条　規則第六十六条第二項に規定する電気通信回線は、住民基本台帳ネットワークシステムその他の電気通信回線であって総務大臣が適当と認めるものでなければならない。

2　規則第六十六条第一項の規定による同項各号に掲げる事項の通知を同条第二項の規定により電気通信回線を通じて送信するときは、委任市町村長は、当該事項を暗号化しなければならない。